

ひょうごボランティア基金助成事業の特色等(令和6年度)

1 基本的な考え方

多様なボランティア活動団体が自立して活動を継続していくための資金支援

■目的：成熟社会を担う活動の基盤強化

■対象：NPO法人等

(公益的活動を行う団体(公益・一般社団(財団)法人、その他 NPO法人に準ずる団体を含む))

■その他：原則として、県内を対象とする活動への支援(広域的な取り組みを重視)

2 他の助成金と異なる特色

- ・分野を特定しない(NPO法第2条別表の第1から第19までの分野)
- ・連携した取り組み(ネットワークづくり)の重視
- ・各団体の特徴を生かした中間支援機能の向上支援<中間支援活動助成>
- ・専門性の高い事業、新たなニーズを切り拓く事業への支援<地域づくり活動NPO事業助成>
- ・安定した活動の支援によるNPO全体の信頼性向上
- ・申請団体にとっての使いやすさを重視
(例：間接経費(助成額の30%以内))を対象とする)

3 令和6年度募集のポイント

(1) 指針と要件

ア 地域づくり活動NPO事業助成

NPO法人等が地縁団体等と連携し、その機動力、専門性などを活かした地域づくり等の取組に助成。

特定非営利活動促進法第2条第1項別表に掲げる事業区分から、該当する区分を選択。

(2事業まで申請可。ただし、同一の分野での申請は不可)

地域づくり活動NPO事業助成 事業区分(以下から選択)

1. 保健、医療又は福祉の増進
2. 社会教育の推進
3. まちづくりの推進
4. 観光の振興
5. 農山漁村又は中山間地域の振興
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興
7. 環境の保全
8. 災害救援
9. 地域安全
10. 人権の擁護又は平和の推進
11. 国際協力
12. 男女共同参画社会の形成の促進
13. 子どもの健全育成
14. 情報化社会の発展
15. 科学技術の振興
16. 経済活動の活性化
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援
18. 消費者の保護
19. 1~18までの各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

イ 中間支援活動助成

a 基本事業

中間支援活動を行うNPO法人等が相談、情報提供・ネットワーク、人材育成、書類作成指導等の機能を発揮して、地域のNPO等の基本的な活動を支援する取組に対して助成。

b 創設支援事業

NPO法人等が相談、ネットワーク、情報提供等を行う中間支援活動を新たに実施し、NPO団体や地域活動などを総合的に支援する体制の構築を目指す取組に対して助成。

＝ひょうごボランティアプラザとともに、兵庫の中間支援機能の強化をめざす。

(2) 募集期間と事業実施期間等

- ・募集期間 3月25日～4月18日
- ・交付決定 6月中
- ・事業実施期間 4月1日～2月末日

(3) 審査方法（予定）

選考委員による書類審査（5月）

→選考委員からの質問に回答（メールで回答）（5月末～6月初）【今年度より】

→選考委員会（新規申請団体ヒアリング 6月中旬）→交付決定（6月中）

これまで実施していた申請団体すべてに一律で実施していたプレゼンテーションは廃止します。（選考委員の質問にメールで回答していただくプロセスはその代替です）
ただし、新規に申請する団体や、前回の事業採択から間隔の空いた申請となる団体（4年以上）、及び中間支援活動助成に新規に申請する場合は選考委員会にてヒアリングを実施します。（指定する日にボランティアプラザまでお越し願います）

(4) 留意点

- ・採択された場合、助成金を令和6年4月1日に遡って充当可能

(5) 適切な執行の確保と活動評価の共有

- ・活動成果報告会の実施（採択団体の参加必須）
- ・採択団体の活動状況確認（イベント・事業等の現地調査）
- ・プラザホームページから採択団体のホームページにリンクを貼り活動状況を県民に公開
- ・採択団体事務所における会計処理状況確認
（令和6年7月～令和7年1月の間で随時〈予定〉）
→適正な執行、事業内容に対する説明責任に留意

(6) その他

- ・余裕を持った申請書の提出（担当レベルでのチェックを十分に行うため）
- ・新規に申請する団体は、助成事業説明会への参加、またはプラザ職員から個別に説明を受けることが必要。（助成事業の正しい理解を得ていただくため）